

アヴァンティみなみ イタリア語で《お入りなさい》。地元地域に愛される公益社団法人岐阜南法人会は、皆様の近くにおいて共に歩み続けます。

A v a n t i

みなみ

- 岐阜南税務署 署長着任あいさつ
- 岐阜南税務署 幹部定期人事異動
- ほっとインタビュー
- 特集 会員増強特別プロジェクト

公益社団法人 岐阜南法人会

2022
秋号
VOL.32



宇津江四十八滝 高山市
宇津江四十八滝とは岐阜県名水50選地に選定された県立自然公園で、伝説を秘めた13の美しい滝の総称です。全長約1kmのなかに、標高差220mの急峻な渓谷と、春夏秋冬それぞれに表情を変える自然の姿が魅力です。
渓谷のしぶきから発生するマイナスイオンや水の音色、ひんやりした霧に包まれて、森の静寂に立ってみると、永年の風雪雨に耐えた「木々」や「岩」「野草」など美しい姿を見ることが出来ます。

株式会社杉山塗装店
代表取締役 杉山昌治

Contents

| | |
|---------------------------|-------|
| 着任のあいさつ 岐阜南税務署長 竹内 俊一 氏 | 1 |
| 副署長あいさつ 岐阜南税務署幹部定期人事異動 | 2 |
| 岐阜県からのお知らせ | 3 |
| 税務トピックス | 4・5 |
| ほっとインタビュー 岐阜南税務署長 竹内 俊一 氏 | 6・7 |
| 本会・支部・連合会ニュース | 8~10 |
| 青年部会 | 11~13 |
| 女性部会 | 14・15 |
| 特集 会員増強プロジェクト | 16~18 |
| 辛坊治郎氏講演会告知 | 19 |
| 税理士コーナー | 20 |
| 税制改正に関するアンケート結果 | 21~23 |
| 新会員紹介・事務局だより | 24 |
| 編集後記 | 25 |

着任の

あいさつ



岐阜南税務署長
竹内 俊一
TAKEUCHI SHUNICHI

公益社団法人岐阜南法人会の会員の皆様には、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

会員の皆様には、日頃から会活動を通じまして税務行政に対し深いご理解と多大なるご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

この度の人事異動により、名古屋国税局調査部広域情報管理課長から岐阜南税務署長を拝命いたしました竹内でございます。柴田前署長同様よろしく願い申し上げます。

私は、岐阜南税務署での勤務は初めてとなりますが、この地にご縁をいただけたことを大変光栄に感じております。

岐阜南税務署は、岐阜県内の7税務署の中で管轄地域の面積が一番狭い署ではありますが、航空機・自動車関連産業が盛んで、各務原市には、科学技術の研究開発拠点「テクノプラザ」や多くの工業団地が集積しているほか、新幹線及び東海道本線などの鉄道や名神高速道路及び主要国道などが集中して交通の要衝となっているなど、管内全体が商工業・物流・情報の拠点として活気にあふれている地域であると感じています。

さて、貴会におかれましては、その創設以来、よき経営者を目指すものの団体として、たゆむことなく組織の拡大と強化に努められ、法人会の基本理念に基づき、本会はもとより、各支部、各部会が一体となって、正しい税知識の普及と納税意識の高揚を推進するため、「租税教室」や「キャリア教育」、また、「税に関する絵はがきコンクール」など、税に関する様々な啓蒙活動に積極的に取り組んでいただくとともに、地域に根ざした社会貢献活動を展開され、地域社会の発展にも多大な貢献をされていると伺っております。

これもひとえに、中村会長をはじめ役員並びに会員の皆様の献身的なご努力、ご尽力の賜物であると深く敬意を表する次第であります。

私どもは、国税庁の使命である「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ため、納税者サービスの充実に努め、より便利に、よりスムーズに申告や納税ができる環境の整備に取り組むとともに、適正な申告を行った納税者の皆様が不公平感を抱くことのないよう、悪質な納税者には厳正な姿勢で臨むなど、適正・公平な課税・徴収に努めているところです。

ところで、消費税の適格請求書等保存方式、いわゆる「インボイス制度」が、令和5年10月から始まります。私どもとしましては、事業者の皆様インボイス制度の理解を深めていただいた上で、それぞれの事業の実態に応じた対応や事前の準備を進めていただくことが重要だと考えており、説明会等への講師派遣などによる周知広報のほか、登録申請書のe-Taxによる早期提出の勧奨を積極的に行ってまいりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

また、納税者の利便性向上と現金管理に伴うコスト削減の観点から、非対面の納付手段であるキャッシュレス納付の利用促進を図っており、令和7年度までに国税のキャッシュレス納付割合を4割とすることを目指しております。キャッシュレス納付につきまして、まだご利用いただいていない企業の皆様には、是非、早期のご利用をご検討いただきますようお願いいたします。

結びに当たりまして、公益社団法人岐阜南法人会の今後ますますのご発展と、会員の皆様のご健勝並びに事業のご繁栄を祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。

世紀を越えて

自然の恵みを あなたのチカラに

原点は、ミツバチでした。
1907年の創業以来我々は、ミツバチを通じ自然と人間社会の調和について真摯に考え、実に多くのことを学んでまいりました。その叡智のすべてを人々の健康と真の豊かさの実現のためにそそいでまいりました。健康補助食品のトップメーカーとしての大きな華を咲かせようとしています。食品・医薬品・化粧品総合メーカーとして、より大きな夢に向かってチャレンジしてまいります。



蜂産品
健康補助食品・医薬品の
総合メーカー



API株式会社

代表取締役社長 野々垣 孝彦

本社/〒500-8558 岐阜市加納桜田町1-1
本社第二ビル/〒500-8463 岐阜市加納新本町4-23
東京支店/〒103-0011 東京都中央区日本橋大伝馬町14-15 マツモトビル3階
長良川リサーチセンター/〒502-0071 岐阜市長良692-3
API クオリティ&ロジスティクス センター/〒501-0474 本巣市国領200
ミスホ先端技術センター/〒501-0221 瑞穂市只越1068-5
工場【本巣・池田・揖斐川・ネクストステージ・池田医薬品・池田バイオ医薬品・本荘】

TEL.058-271-3838
TEL.058-271-3838
TEL.03-3662-3878
TEL.058-232-0838
TEL.058-320-2308
TEL.058-325-1038



岐阜南税務署 副署長
梅原 亨
UMEHARA TOORU

公益社団法人岐阜南法人会の会員の皆様には、日頃から税務行政に対しまして深いご理解とご協力を賜り、心からお礼申し上げます。

この度の人事異動により、名古屋国税局総務部人事第二課課長補佐から岐阜南税務署副署長に着任いたしました梅原でございます。前任の大澤同様よろしくお願いたします。

私は、当署での勤務は初めてとなりますが、歴史と伝統が息づくこの岐阜の地で、日々、新しい発見に心躍らせながら勤務させていただくことに感謝しますとともに、皆様のご支援をいただきながら、副署長として仕事ができますことを光栄に存じております。

岐阜南法人会におかれましては、一昨年から続

いている新型コロナウイルス感染症の影響により、会活動に制約が強られる中、租税教室、各種研修会及び講演会の開催など次世代を担う児童生徒に対する租税教育活動やSDGsの取り組みに向けて、バナナペーパーを使用した名刺の作成など創意工夫を凝らして今の時代に即した新しい活動の形を築いて、社会貢献活動に精力的に取り組まれていると伺っており、大変心強く感じております。

今後とも、魅力ある会活動を通じて、企業経営及び地域社会の健全な発展に貢献されることを期待申し上げますとともに、税務行政に対しまして、より一層のご支援賜りますよう心からお願い申し上げます。

| 新官職 | 氏名 | 前官職 |
|-------------------------|------------|----------------------------|
| 署長 | 竹内 俊一 | 名古屋国税局 調査部 広域情報管理課 課長 |
| 筆頭副署長 | 松下 順一 (留任) | |
| 副署長 | 梅原 亨 | 名古屋国税局 人事第二課 課長補佐 |
| 総務課長 | 太田 誠 | 鈴鹿税務署 総務課長 |
| 筆頭特別国税調査官(法人調査(法人税等)担当) | 石田 卓也 | 名古屋国税局 調査部 調査第一部門 総括主査 |
| 特別国税調査官(法人調査(法人税等)担当) | 伊藤新一郎 (留任) | |
| 特別国税調査官(法人調査(法人税等)担当) | 伊藤 悟 | 中川税務署 法人課税第六部門 統括国税調査官 |
| 法人課税第一部門 統括国税調査官 | 加藤 文博 (留任) | |
| 法人課税第二部門 統括国税調査官 | 吉川 泰央 (留任) | |
| 法人課税第三部門 統括国税調査官 | 穂山 勝訓 (留任) | |
| 法人課税第四部門 統括国税調査官 | 久保 和巳 | 岐阜南税務署 特別国税調査官(法人調査(法人税等)) |
| 法人課税第五部門 統括国税調査官 | 高田 茂樹 | 津税務署 法人課税部門 連絡調整官 |
| 審理専門官(法人課税事務担当) | 長瀬 正佳 (留任) | |
| 法人課税部門 連絡調整官 | 堀 良明 | 名古屋東税務署 法人課税第一部門 上席国税調査官 |



法人課税部門
連絡調整官
堀 良明

岐阜県と県内市町村からの 重要なお知らせです!

岐阜県内全市町村では、法定要件に該当する**事業主の皆さまに個人住民税の特別徴収の実施を徹底**しています。

事業所等に勤務されている方の個人住民税は、所得税と同様に、原則として、事業主の皆さまに徴収をしていただいたうえで、課税した市町村に納入していただく必要があります。

また、パートやアルバイト、期限付雇用の従業員等も原則、特別徴収となります。ただし、次の①又は②に該当する従業員の分につきましては、給与支払報告書を提出する際に、市町村が配布する仕切り紙を使用することにより、普通徴収とすることができます。

① 個人住民税を給与から徴収できない理由 a～d に該当する場合

- a 乙欄適用である
- b 給与が支給されない月がある
- c 事業専従者のみ(全従業員が事業専従者のみの場合に限る)
- d 退職予定者(5月末までに退職予定の者)



② 前年中に退職した者

eLTAXを利用して給与支払報告書を提出される場合

普通徴収とする場合は、紙の場合と同様に個人住民税を給与から徴収できない理由を示していただきます。

給与支払報告書(個人別明細書)の摘要欄にa～dのいずれに該当するかを入力するとともに、下方に画面をスクロールしていただき「普通徴収」欄にチェックを入力してください。

■給与支払報告書(個人別明細書)摘要欄への理由記載例(eLTAX)

| 社会保険料等の金額 | 生命保険料の控除額 | 地震保険料の控除額 | 住宅借入金等特別控除の額 |
|---------------|-----------|-----------|--------------|
| 千 円 | 千 円 | 千 円 | 千 円 |
| (摘要) | | | |
| b 給与支給されない月あり | | | |

| 普通徴収 | 青色専従者 | 条約免除 |
|-------------------------------------|--------------------------|--------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |



個人住民税に関する申請・納付は、eLTAXのご利用が便利です!

お問い合わせ先：地方税共同機構 <https://www.eltax.lta.go.jp>

岐阜県・県内42市町村

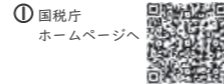
インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート

- ◆ インボイス制度は、令和5年10月1日から始まります。また、令和5年10月1日からインボイス発行事業者になる場合は、原則として令和5年3月31日までに登録申請を行う必要があります。
現在、消費税の免税事業者である方を含め、ご自身の事業の内容などに応じて、登録の要否など、インボイス制度にどのように対応するかご検討ください。
- ◆ 本チェックシートは、インボイス発行事業者の登録を受けるかの判断や、登録を受ける場合の事前準備などの参考としていただくために、基本的な項目をまとめたものです。

(ご参考) こちらも併せてご参照ください。

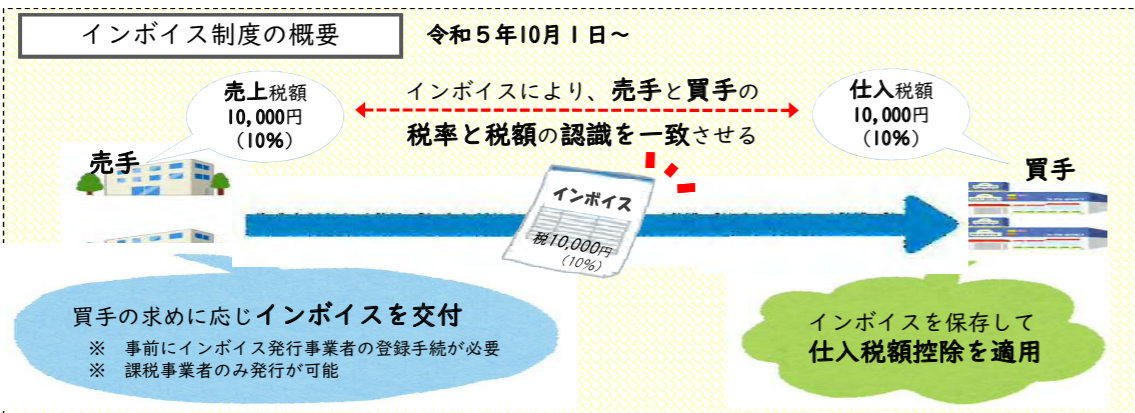
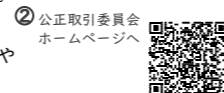
① 国税庁「インボイス制度特設サイト」

インボイス制度に関する説明会の開催案内や制度の概要に関する各種資料等を掲載しています。

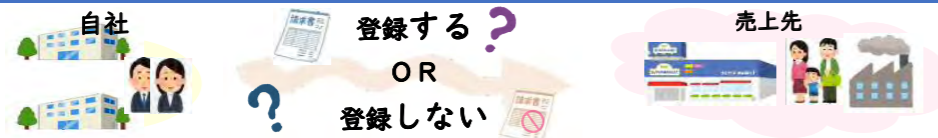


② 「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A」

免税事業者の方や、取引先が免税事業者である場合の対応に関する考え方について独占禁止法や下請法等を踏まえた解説をしています。



インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート (登録編)



まずはインボイス発行事業者の登録要否の判断から...

- ・インボイス発行事業者の登録を受けるかどうかは事業者の任意です。
- ・現在免税事業者の方であっても、事業の内容などに応じて、登録を受けるか検討しましょう。

□ 売上先がインボイスを必要とするか検討しましょう

- 消費者や免税事業者である売上先は、インボイスを必要としません。
- 売上先が簡易課税制度を選択している課税事業者の場合も、売上先はインボイスを必要としません。
- それ以外の課税事業者である売上先は、仕入税額控除のために貴社が交付するインボイスの保存が必要ですが、制度開始から6年間は、免税事業者からインボイスの交付を受けられずとも、仕入税額の一定割合(80%・50%)を控除できます。
- 売上先の数が少ない場合は、売上先に直接相談することも考えられます。

□ 登録を受けた場合・受けなかった場合について検討しましょう

- 登録を受けた場合、売上先がインボイスを求めたときは、記載事項を満たしたインボイスを交付する必要があります。
- 現在免税事業者の方であっても、登録を受けると、課税事業者として申告が必要となります(簡易課税制度を適用することで、仕入税額の計算や仕入税額控除のための請求書等の管理に関する事務負担の軽減を図ることができます)。
- 登録を受けている間は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下となっても免税事業者となることはなく、課税事業者として申告が必要となります。
- 登録を受けなかった場合、インボイスを交付できませんが、売上先は、制度開始から6年間は仕入税額の一定割合(80%・50%)が控除できる経過措置が適用できます。なお、この期間の終了後は、貴社からの仕入について仕入税額控除ができなくなります。また、登録を受けない場合でも、インボイスに該当しない請求書等は交付できます。

□ 登録を受ける場合は、登録申請書を提出しましょう

- 令和5年10月1日のインボイス制度の開始当初からインボイスを交付する場合は、令和5年3月31日までに、登録申請書を行う必要があります。e-Taxによる登録申請書をぜひご利用ください。
- 個人事業者における屋号や主たる事務所等の所在地など、一定の事項を申出により併せて公表できます。

インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート (売手編)



次に売手としての準備に取りかかりましょう

□ 取引ごとにどのような書類を交付しているか確認しましょう

- 雑収入等も含め、売上先が事業者である取引についてインボイスの交付が求められる取引かどうか併せて確認しましょう。
- インボイスは、請求書、領収書など名称は問いません。また、電子データでの提供や、手書きでの交付も可能です。
- 都度「納品書」の交付か、月締め「請求書」の交付か、レシート・手書き領収書の交付があるかなど確認しましょう。

□ 交付している書類等につきどう見直せばインボイスとなるか検討しましょう

- インボイスは、登録番号、適用税率、消費税額等の記載が必要となります。
- 消費税額に1円未満の端数が生じた場合「1」のインボイス当たり税率ごとに1回、端数処理を行うことになります。
- 相互に関連する複数の書類で記載事項を満たすことも可能です。
- 売上先が作成する「仕入明細書」「支払通知書」などにより支払いを受けている場合、売上先は、これらの書類により仕入税額控除を適用することもできます。この場合、貴社は売上先にあらためてインボイスの交付は不要です。
- 何をインボイスにするか、どう交付するか、システム改修等も含めて考えましょう。

□ 売上先に登録を受けた旨やインボイスの交付方法を共有しましょう

- 登録を受けた旨や何をインボイスとするか、交付方法等について、貴社と売上先で認識を共有することが円滑な準備にとって重要です。貴社も準備を行っている伝えれば、継続的な取引関係のある売上先の安心につながることも考えられます。

□ インボイスの写しの保存方法や売上税額の計算方法を検討しましょう

- 写しの保存は、コピーに限られません。電子データや一覧表形式、ジャーナル、複写式の控えなども認められます。
- 売上税額の計算方法は、割戻計算と積上計算があります。(売上税額を積上計算すると仕入税額も積上計算が必要です。)

□ 必要に応じて価格の見直しも検討しましょう

- それまで免税事業者だった方は、商品やサービスの価格について消費税を加味して見直しましょう。

インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート (買手編)



その次に買手としての準備に取りかかりましょう

□ 簡易課税制度を適用するかを確認しましょう

- 簡易課税制度を適用する場合、仕入税額控除のためにインボイスの保存は不要です(よって、以下の項目は検討不要)。

□ 自社の仕入れ・経費についてインボイスが必要な取引か検討しましょう

- 継続的でないような一度きりの取引、少額な取引についても原則としてインボイスの保存が仕入税額控除の要件となります。
- 3万円未満の公共交通機関や従業員に支払う日当や出張旅費、通勤手当などインボイスの保存が不要となる特例もあります。

□ 継続的な取引については、仕入先から受け取る請求書等が記載事項を満たしているか確認し、必要に応じて仕入先とも相談しましょう

- 仕入先がインボイス発行事業者の登録を受けるかどうか事前に確認しましょう。
- 何がインボイスとなるかについて、仕入先との間で認識を統一しておくことが重要です。
- 必要に応じて価格の見直し等を相談しましょう。また、価格の見直し等の相談を受けることもあります。

□ 受け取った請求書等をどのように保存・管理するか検討しましょう

- 請求書を、登録番号のありなしで区分して管理できるようにすることが重要です。
- 免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置(80%・50%控除)の適用を受けるには、区分記載請求書の保存が必要です。
- 電子帳簿保存法のスキャナ・スマホ保存も検討しましょう。

□ 帳簿への記載方法や仕入税額の計算方法を検討しましょう

- インボイス制度の開始後も帳簿の記載事項は変わりません。
- インボイス保存不要の特例や免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける場合、その旨の記載が必要です。
- 仕入税額の計算方法は、積上計算と割戻計算があります。(売上税額を積上計算すると仕入税額も積上計算が必要です。)

ほっとインタビュー HOT

Interview



岐阜南税務署長 竹内 俊一 氏 (たけうち しゅんいち)

聞き手 加藤雅彦・石川一博・岩井康志



Q:経歴についてお聞かせください

〈竹内署長〉

昭和62年に名古屋国税局に採用されてから、これまで35年間税務の職場で働いてきました。現在は名古屋市に住んでいますが、採用された当時は常滑市の実家に住んでおり、そこから最初に配属された熱田税務署に通勤していました。

前任は名古屋国税局の調査部で、調査部では4年間大企業の調査を中心にバリバリと現場で仕事をしてきました。

振り返りますと、これまでの約半分は法人税の調査の仕事に従事しておりまして、調査部の調査のほか、無通知調査を行う税務署の特別調査部門や広域的に調査を行う部署など、いろいろな調査を経験してきました。悪質な納税者の不正をあばくなど調査がうまくいって自分の職責が果たせた時の達成感を味わったほか、調査を通じていろいろな納税者の方々と向き合ってきたことが自分の成長に繋がっていると思っています。



Q:好きな言葉(座右の銘等)やお仕事における
モットーについてお尋ねします

〈竹内署長〉

座右の銘などといった大げさなものはありませんが、仕事は目標をもって取り組むことになっており、当署の職員にも勧めています。自分の目標を達成するために何をどのように取り組んでいくかを考え、適時に取組状況を自ら検証し、反省すべき点や改善すべき点があれば的確に対応していくことで「いい仕事」ができるのではないかと思います。

また、組織の一員として仕事をしていく上で、チームワークはとても大切だと思いますので、当署の職員が一つのチームとなって、皆様の信頼を得られるような仕事ができるよう頑張ります。

Q:休日のお過ごし方、ご趣味などについてお尋ねします

〈竹内署長〉

山や川が好きで、山間部へのドライブやキャンプ(コテージ派)はよく行きます。特に、夏は暑い名古屋の自宅にいるよりも、標高が高いキャンプ場に出掛けたくります。山々の美しい景色を見ながらの爽快なドライブは気分転換になりますし、肉中心のキャンプ飯は最高です。

また、ここ数年はゴルフに夢中になっています。練習場でスウィングを整え、ベストスコアを確信して意気揚々とコースへ出ますが、ボロボロの結果に自信喪失し、帰宅後にユーチューブ等を見て反省する。そして、また、週末に練習場で整える。これをずっと繰り返しています。

Q:岐阜の印象についてお聞かせください

〈竹内署長〉

当署は、3市2町を管轄しており、それぞれの歴史があり、産業も個性豊かなものとなっていると思います。今後、プライベートであちこち足を運びたいと思っていますが、どんな発見があるかとても楽しみにしています。

また、私は25年ほど前に岐阜北税務署に勤務したことがあり、通勤でJR岐阜駅を利用することをとても懐かしく感じるとともに、改めて岐阜駅の変わり様に驚いています。とても綺麗になり、飲食店も多く、毎日、昼食時に駅をぶらついてどの店で食事するか迷うことが一つの楽しみとなっています。

Q:岐阜南税務署として本年度特に力を入れる点などがあればお聞かせください

〈竹内署長〉

「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という国税庁の使命を果たすためには、納税者の方々の理解と信頼を得ることが不可欠です。

また、新型コロナウイルス感染症を踏まえた対応やデジタルの活用によりサービスや仕事の在り方を変革する、デジタル・トランスフォーメーションなど経済社会の変化に的確に対応しなければなりません。

納税者の方々との関係では、まず、e-Taxの推進とキャッシュレス納付の利用拡大が不可欠であり、重点的に利用勧奨に取り組

んでいきます。また、「納税者の方々の利便性向上」だけでなく、適正な申告・納税を行った納税者が不公平感を抱くことのないよう、「課税・徴収の効率化・高度化」を図っていくこととしています。

なお、令和5年10月からのインボイス制度については、事業者の皆さんに制度の理解を深めていただいた上で、滞りなく登録を行えるようサポートすることが重要であり、最重要課題として取り組んでいくこととしています。登録を予定している方は、登録申請書のe-Taxによる早期提出をお願いします。

Q:今後の岐阜南法人会の活動に期待することやご意見をお聞かせください

〈竹内署長〉

柴田前署長から、岐阜南法人会は、租税教室や税に関する絵はがきコンクールなど税知識の普及活動のほか、地域の社会貢献活動にも一丸となって積極的に取り組んでいると聞いており、大変心強く感じるとともに、中村会長をはじめ、役員並びに会員の皆様の献身的なご尽力の賜物であると深く敬意を表します。

私は、子供のうちに税に関心を持ってもらう租税教育はとても重要なものと考えており、先日、役員の方から租税教室の活動状況について話を聞いた時は、その熱意に感動し、私も積極的に租税教育に取り組んでいこうと強く思ったところです。

コロナ禍でいろいろな制限がある状況ではありますが、引き続き、岐阜南法人会の皆様と十分に意思疎通を図り、これまで以上に良好な信頼・協調関係を築いていきたいと考えていますので、よろしくをお願いします。

本日はお忙しいところ誠にありがとうございました。



本会 支部 連合会 ニュース

2022
6月
～
8月

本会 ◆ ニュース

● 総務委員会

(一社) 岐阜県法人会連合会 第2回理事会・第10回定時総会

令和4年6月15日(水)岐阜グランドホテルにおいて(一社)岐阜県法人会連合会第2回理事会と第10回定時総会が開催されました。

理事会においては、岐阜県連の厚生委員会委員の補充選任の件が審議の上、承認されました。

続いて開催された第10回定時総会では、令和3年度決算報告が事務局より説明があり、審議の上承認されました。報告事項では令和3年度実施事業、令和4年度事業計画と予算が事務局より報告されました。



名古屋国税局課税第二部長 浅井清貴氏



議事終了後、法人会活動への功労者表彰が行われ、当法人会からは次の皆様が表彰されました。



全国法人会総連合会長表彰
田島 禎行 氏
長谷部紀之 氏
竹下 好伸 氏



岐阜県法人会連合会会長表彰
塩谷 博英 氏
間宮 寿和 氏

最後に来賓の名古屋国税局課税第二部長浅井清貴様よりご祝辞をいただき閉会となりました。その後、3年ぶりに懇談会が行われ、新理事に就任された加藤青年部会長が司会役を務められ滞りなく終えることが出来ました。

岐阜南税務署定期人事異動に 合わせ表敬訪問



令和4年7月15日(金)岐阜南税務署の新幹部への表敬訪問を行いました。7月の定期人事異動により、竹内俊一署長・梅原亨副署長・太田 誠総務課長が新たに着任され、松下順一筆頭副署長・加藤丈博法人第一統括官は留任されました。

本会からは中村源次郎会長はじめ、山口嘉彦副会長・神谷 悟副会長・浅野順子副会長・堀江大典副会長・安藤元一副会長・金神徹尚総務委員長・加藤雅彦青年部会長・吉田文子女性部会長、竹下好伸専務理事の10名が挨拶に伺いました。

本年もコロナウイルス感染症拡大防止の観点から署長室ではなく、同署別館2階の大会議室で、窓を開けソーシャルディスタンスを確保した上で懇談を行いました。

竹内署長から、日頃から納税意識の高揚など税務行政に多大なご協力をいただいております。引き続きご当局のサポートをお願いいたします」と挨拶されました。当会の各役員より、担当する事業や今後の行事予定について、和やかに意見交換が行われ、訪問を終えました。

中村会長からは、「日頃から当法人会の活動に対してご支援をいただき感謝申し上げます。会員数の減少が続いており、会員増強活動に力を注いでおります。引き続きご当局のサポートをお願いいたします」と挨拶されました。当会の各役員より、担当する事業や今後の行事予定について、和やかに意見交換が行われ、訪問を終えました。



支部 ◆ ニュース

子ども税金教室 ● 柳津支部



令和4年7月28日(木)柳津支部は、夏休みを利用し岐阜市役所に於いて、柳津小学校5・6年生の児童や保護者・校長先生と共に総勢28人で「子ども税金教室」を開催しました。新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、2年間休止となり3年ぶりの事業再開となりました。

観光バスで到着した一行は、新庁舎となった岐阜市役所の4階会議室に案内され、支部長の栗本三行氏の開講の挨拶の後、市民課税の河合博史課長、林香織氏、篠田有莉氏による租税教室の授業を受けました。「日本では救急車を呼んだときに、お金はかかりませんが、この費用には税金が使われています」など、クイズを交えた説明を受けました。続いて、「マリンとヤマトふしぎな日曜日」のアニメを鑑賞し、税金がなくなってしまうと、警察や医療などの公共サービスが成り立たなくなることを学習しました。

租税教室終了後、議会の井上恵美子総務課長の案内で市議会場の見学をさせていただきました。行いました。議長席や市長席を身近に感じるとともに、2階の傍聴席からは、岐阜提灯を模したという構造が分かる議場を観ることもできました。新築材の匂いが残る会場内で、参加児童全員で記念撮影も行いました。

会議室に戻り、柳津支部の浅野順子副会長から税金博士の認定書を6年生全員に授与し、税金教室を終了しました。



長森南小学校 子どもフェスティバル ●長森支部



令和4年6月5日(日)長森南小学校に於いて「長森南小学校子どもフェスティバル」が開催され、長森支部もブースを出展しました。長森支部が参加して16回目になる恒例のイベントで、税の啓蒙を目的とした社会貢献事業を3年ぶりに行いました。平成7年から女性部会が行っていた事業を平成17年に長森支部が引き継ぎ、岐阜南法人会としては27年の長きにわたる継続事業となっています。

長森南小学校の子どもたち697人に「税の標語」と「税金クイズ」に挑戦してもらいました。感染症対策のため今年度から2部制になりましたが、税金コーナーは大変な賑わいでした。

低学年・中学年・高学年用に作られた税金クイズは、解答用紙を事前に学校を通じ子どもたちの手元に届けておくことで、「税の標語」を家族の方と一緒に考えてもらいました。

当日は、児童が持参してきた解答をていねいに支部会員が解説しながら採点をおこない、参加賞として「ハンカチ」を手渡しました。



税金クイズと同時に募集のあった「税の標語」には237点の応募がありました。この中から岐阜南税務署幹部の皆さんのご協力も得て、支部会員が優秀作品を各学年4点の合計24点選考し、7月12日に校長室で表彰式を行いました。税の標語募集は、今年で12回目になりますが、年を追うごとに優秀な作品が多くなってきてうれしい限りです。今回は、やはりコロナ関係の標語が目立ちました。

本年も長森支部会員の多くの参加に加え、長森南中学校から4名の生徒がボランティアとして参加するなど、例年以上に活気があり、盛会のうちに終了できました。



Y Youth Sectional Meeting 青年部会

税務研修会



令和4年6月8日(水)ホテルグランヴェール岐山に於いて、税務研修会を開催しました。講師として、税理士法人グッドパートナーズ会計事務所より税理士の苅谷悦利先生を迎え、「令和4年度税制改正の概要」の演題でご講演いただきました。青年部会20名・OB会5名・女性部会5名・事務局5名、総勢32名の参加を得て開催しました。

講演では、今年度税制の主な改正事項について説明がありました。所得税関係においては、住宅ローン控除の見直しと大口株主等の要件の見直しについて解説いただきました。

法人税関係では、今年度も賃上げや教育訓練費に対する税額控除の優遇措置が設けられました。中小企業においては上乗せ要件が緩和され、雇用者全体の給与支給額が前年比2.5%以上増加と教育訓練費の両方の要件をみたさないと加算されなかったものが、それぞれ個別に加算され控除率最大で40%と大幅な控除が認められる制度とされました。会員企業においても対象となる場合があるので、関与税理士に確認するとよいとのことでした。

また、少額の減価償却資産の取得価格の損金算入制度等の見直しがあり、ドローンや建設用足場リースによる課税の繰り延べが横行していることを背景に、それらの節税スキームに蓋をするため改定されており注意が必要とのことでした。今年度の税制改正は、例年と比べても全体に小幅のようでした。

その後は、日頃の税務業務にまつわるよもやま話など約1時間半の研修でした。苅谷先生のお話は、ポイントを押さえた大変分かりやすいもので、有意義な研修となりました。

研修会終了後、久々に会員相互の懇談交流会を開催することができ、青年部会OBを交えての情報交換により大変盛り上がって税務研修会を終了しました。

租税教室〈尾崎小学校〉



令和4年6月16日(木)各務原市立尾崎小学校に於いて、6年生2クラスの教室で租税教室とキャリア教育を行いました。

前半に行った租税教室では、黒板を使った解説とDVD教材を組み合わせて、児童にとって楽しみながら学べる授業を心がけました。特に一億円のレプリカには強い興味を持ってもらった様で、楽しく納税の意義を学んでもらうことができました。授業の最初に行った「税金は払ったほうがいいのかと思う人?」という問いかけに手が挙がらなかった児童も、最後には全員が「払ったほうがいいのか」と答えてくれたことが印象深かったです。

後半では、青年部会員が司会者とパネラーとなりキャリア教育の授業を行いました。各教室5名づつに分かれて一問一答形式で仕事の内容や、やりがい、企業にとってどんな人材を求めているのかなどを伝えました。青年部会員は経営者や会社の管理職が多いことから、求める人材や会員個々のこれまでの経験をふまえた思い等、熱のこもったアドバイスをすることができたと思います。キャリア教育の授業は今年で3回目の実施となりましたが、児童が熱心にメモを取っている姿が印象に残りました。これからの未来を担う子供が、将来を考える上での助けとなる授業が出来たのではないかと思います。



模擬面接会・財務経理研修& 租税教室〈済美高等学校〉



令和4年7月27日(水) 済美高等学校に於いて、模擬面接・財務経理研修&租税教室を開催しました。本年度は就職を希望する3年生3名を対象に模擬面接会、進学を希望する商業科23名を対象に財務経理教室、そして両者を対象に租税教室を実施しました。

模擬面接会は、青年部会員が社長・人事部長・経理部長として面接官役で、生徒の模擬面接をスタートしました。まだ学校内でも面接練習をしていなかったせいか、生徒は緊張のため動きもぎこちなく声も小さくなってしまいがちでした。面接官役の部会員は、生徒から生きた発言が出されるよう、時には質問をかみ砕きながら誘導するなどして面接対応を行いました。本年度は例年より少人数であり、面接終了後に個々へのアドバイス時間を多く取れ、本番に向けて良い経験になったのではないかと思います。

財務経理教室では、実際に会社の現場における財務経理の仕事の分かりやすく解説することができました。生徒が将来行う仕事の具体的な想像ができ、講師の部会員が公認会計士であったため、会計士の資格を取るためのアドバイスを行うことができ、実践的な授業となりました。

租税教室では、生徒が受け取る給料明細を教材に説明を行い



ました。収入を得ることで生じる納税の義務や社会保険・雇用保険の制度などについて、○×クイズを交えながら学びました。給料から差引かれた税金のおかげで、さまざまな公共サービスが成り立っていることや、納税をすることは社会の一員となり、それが社会貢献につながるなど、身近なエピソードを織り交ぜて理解してもらいました。

毎年続いている模擬面接と租税教室に加え、新たに財務経理学習を開催できたことで、新しい切り口の授業を展開することができ、学校側のみならず青年部会にとっても有意義な社会貢献活動になりました。



親子劇場



令和4年8月18日(木) 不二羽島文化センターに於いて、「親子劇場」を開催しました。この事業は、小学生を対象とした税の啓発活動の一環として、観劇と租税教育を組み合わせたイベントで、コロナ禍のため中止が続いていましたが、今回3年ぶりに開催することができました。

なお今回は、案内はがきを出す前にコロナ禍が拡大し、急遽座



席数を削減し席間を空けて開催することになりました。お申し込みいただきながら直前にキャンセルせざるを得なくなった皆様に対しまして、誌面をお借りして心からお詫び申し上げます。

劇団うりんこによる演劇「小学校は宇宙ステーション」は、小学校の給食室から舞台が始まり宇宙へと広がっていくSFファンタジーで、主人公の小学生が、老人達と一緒に「秘密の夢」をかなえるために奮闘する物語となっています。給食室から宇宙船への場面転換がスピード感溢れていて、歌やダンスなど大人でも楽しめる内容でした。

上演後は、演者の皆さんが劇中のキャラクターのまま、税に関するクイズなど租税教育を行って来て、子供たちも熱心にクイズに参加してくれました。閉会後のアンケートでも、「分かりやすかった」「税の大切さを感じた」などのご意見をいただき、当会の目的である税の啓発啓蒙の役割を、十分に果たせたのではないかと思います。

時代を駆ける使命、すべてはお客様のために。

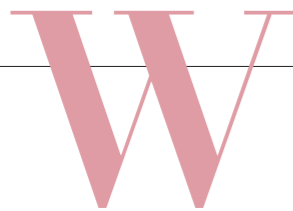
時代の流れを見つめながら、私どもは今日まで培ってきたノウハウとネットワークに新しい感性を加え、常に一步先を駆ける視野を持ち続けます。どんなに時代が変わろうと、すべてがお客様のために。ハートランスの原動力がここにあります。



ハートランス株式会社

本社 / 〒501-6134 岐阜市大脇2丁目33番地
TEL.058-377-5000(代) URL <http://www.heartrans.com>
拠点 / 東京・久喜・野田・名古屋・稲沢・多治見・可児・各務原・尼崎・岡山

総合物流サービス●新聞配達●折込配達●近郊配送●中長距離輸送●建設業●店舗什器施工業●倉庫保管業



Women Sectional Meeting

女性部会

租税教育 且格小学校



令和4年6月23日(木) 岐阜市立且格小学校に於いて6年生39名の児童を対象に税金教室を開催しました。

租税教室のはじめに行う「税金はない方がよい」の当方からの質問に、例年、多数の児童が賛成と手を挙げていましたが、昨年からは一変して「税金はあった方がよい」という回答が増えてきました。6年生の租税学習のカリキュラムが1学期になり、税の勉強をしている効果を肌で感じました。

買い物で支払った消費税の行方の説明を行った後、税金の無い社会を描いたアニメ「マリンとヤマト不思議な日曜日」というDVDを観てもらいました。改めて、税金がみんなのために使われ、安全で快適な社会のために役立っていることと、その大切さを理解してもらいました。

授業を受けた児童より「税金は公平な社会をつくるために、とても大切なお金です」と感想が聞け、私たちが授業で強調したかった「税金は社会を支えるための会費」ということを大変よく理解していただいた反応があり、達成感のある授業となりました。



租税教育 小熊小学校



令和4年6月28日(火) 羽島市立小熊小学校に於いて6年生20名の児童の皆さんに租税教室を開催しました。

例年どおり租税教室の準備のため教室の機器を点検したところ、調子が悪く職員室からの映像で急遽対応するハプニングがある中での授業となりました。

授業は、買い物で支払った消費税についての解説後、税金の無い社会を描いたアニメ「マリンとヤマト不思議な日曜日」というDVDを観てもらいました。改めて、税金がみんなのために使われ、安全で快適な社会のために役立っていることと、その大切さを理解してもらいました。

授業の中で、学校の建設に13億円かかる話をしましたが、1億円がどのくらいのボリュームなのか実感してもらうため1億円のレブリカを持参して児童に重さを体感してもらいました。児童の興味は大変強く、授業終了後も名残惜しそうに1億円を見送っていました。

当日は、岐阜南税務署の柴田謙二署長と加藤丈博法人第一統括官が授業参観され、改めて女性部会の行う租税教室の手際の良さとその児童に対する効果を高く評価していただきました。



公開オンライン研修会



令和4年7月8日(金) ふれあい会館に於いて公開でオンライン研修会を開催し、15名が参加しました。講師として株式会社インフォアームから3名のスタッフ(森下勝典氏・丹羽礼司氏・森屋保奈美氏)に、説明と受講者巡回による操作指導を行っていただきました。

今回の研修会は、基本的に個人が利用しているスマートフォンを利用して、Zoom会議を行うことを目的に開催しました。受講者の皆さんが持参したスマートフォンの機種などが様々で、講師の方も指導に苦勞をされたようです。

研修の説明が進むにつれて、Zoom会議主催者(講師側)からメール送信が整っていき、手元のスマートフォンに個々の部会員の映像が写るようになりました。実際に映った自分の映像を見ることにより、リモート会議の実感がでて、会場内に感激の声が飛び交いました。

自分たちにハードルが高いと考えがちであったオンライン研修ですが、今回の研修でより身近で簡易に利用できることが分かり、大変有意義な公開研修会となりました。



法人会会員企業にお勤めの方は、おひとり様からでも集団扱の割安な保険料でご加入いただけます。

がん保険にできることを、もっと。

幅広い保障による経済的な安心に加え、さまざまながんの悩みの解決をサポートするがん保険



ポイント1 幅広い保障で経済的負担をサポートします。

ポイント2 付帯サービス<アフラックのよりそうがん相談サポート(*)> 2023年1月23日 サービス提供開始予定
アフラックのよりそうがん相談サポーターが さまざまな悩みの解決をサポートします。

(*) アフラックのよりそうがん相談サポートはHatch Healthcare株式会社またはHatch Healthcare株式会社の提携先が提供するサービスであり、アフラックの保険契約による保障内容ではありません。サービスの詳細は、アフラックオフィシャルホームページ <https://www.aflac.co.jp/keiyaku/gansoudansupport.html> をご確認ください。

©商品およびサービスの詳細は「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。

「生きる」を創る。
Aflac アフラック
岐阜支社 500-8856 岐阜県岐阜市橋本町2-8 濃飛ニッセイビル13階
法人会用フリーダイヤル ☎ 0120-876-505
※今後の対応は担当の募集代理店が行います。

資料請求は お気軽にどうぞ! アフラック 法人会 検索

No.1 アフラックがん保険・医療保険保有契約件数
令和3年度 インシユアランス生命保険統計
法人会がん保険制度 全国法人会総連合

P22111 AFツール-2022-0302 7月28日
AFツール-2022-0302-2208017 7月28日

特集

会員増強特別プロジェクト

(公社)岐阜南法人会は平成17年度より会員減少に歯止めが掛からず、また令和2年からの新型コロナ感染拡大の影響もあり加入率は40%を切る状況となっています。このような現下、昨年度において当法人会は岐阜県下法人会運営研究会の発表担当の指名を受け、敢えて研究テーマを「コロナ禍における会員増強活動」といたしました。

今回の研究テーマの取り組みに当り、本会執行部は過去の増強活動を見直し、下記の増強計画と重点施策を掲げました。支部役員の皆様をはじめ当法人会一丸となり会員増強活動に取り組むこととしました。

会員増強計画2本柱

- 1: 一般の方にも興味湧く研修会・講演会の企画に向け本会からも支援し、当法人会の認知度向上を図り会員増強に繋げる活動を行う。
- 2: 地域内で影響力のある支部長や支部役員と共に、協力保険会社や金融機関の協力を得て加入勧奨活動を行う。



幹事会 柳津支部

会員増強重点施策 (支部の会員増強活動等に対する本会の具体的支援策)

- ① 副会長(6名)が41支部を担当責任者として割り当て、支部活動の現状把握並びに会員増強活動に対する支部の理解を深める。
- ② 支部の研修・講演会開催に向け、講師斡旋をはじめ企画の支援を行う。
- ③ 支部開催の会議に本会役員や協力保険会社等も出席し、未加入法人の加入勧奨活動の具体的方策の協議に加わる。

今回の会員増強活動を良き機会として、今後とも引き続き本会与支部との情報交流等を一層密にして本会・支部を一体運営し、永続する法人会組織を確立する弾みにしたいと考えております。



幹事会 川協支部



| 開催日 | 支部名 | 会合・研修 | 参加者数 | 本会・協力保険会社 | 懇談会 |
|-------|---|---------|------|---------------------------------|-----|
| 5月13日 | 六条第二 | 支部幹事会 | 6 | 委員長(1) | |
| 5月13日 | 長森 | 支部幹事会 | 6 | 大同生命(1) | あり |
| 5月19日 | 各務原連合 | 合同支部長会 | 15 | 副会長(2)、委員長(2) | あり |
| 6月7日 | 鶉 | 支部幹事会 | 9 | 副会長(1) | 昼食会 |
| 6月10日 | 鶉沼第二 | 支部幹事会 | 5 | 大同生命(1) | あり |
| 6月16日 | 厚見1・2 中央市場 | 支部長会 | 6 | 副会長(1) | |
| 6月22日 | 鶉沼第一 | 支部幹事会 | | 大同生命(1) | あり |
| 6月29日 | 柳津 | 支部幹事会 | 19 | 副会長(1) | 昼食会 |
| 7月4日 | 川協 | 支部幹事会 | 8 | | |
| 7月5日 | 厚見1・2 中央市場 | 合同支部幹事会 | 12 | 副会長(1)、委員長(1) | 昼食会 |
| 7月6日 | 羽島市連合 | 合同支部長会 | 12 | 副会長(1)、委員長(1) 大同生命(3) | 昼食会 |
| 7月19日 | 川協 | 支部報告会 | 13 | | |
| 7月20日 | 厚見1・2 岐南町北・西・東 | 合同支部長会 | 8 | 副会長(1)、委員長(1) | |
| 7月22日 | 柳津 | 支部報告会 | 23 | 副会長(1)、委員長(1) 大同生命(3) | 昼食会 |
| 9月6日 | 各務原連合 | 研修会 | 未 | 副会長(1)、委員長(1) | |
| 9月8日 | 鶉・日置江 | 研修会 | 未 | 副会長(1)、委員長(2) | あり |
| 11月2日 | 厚見1・2 岐南町北・西・東 | 研修会 | 未 | 副会長(1)、委員長(1) | あり |
| 9月21日 | 厚見1・2 中央市場 | 合同支部幹事会 | 未 | 副会長(2)、委員長(1) 協力保険会社 | 昼食会 |
| 9月29日 | 茜部1・2、加納西1・2 加納東1・2、三里 数田、六条1・2・3 | 合同支部長会 | 未 | 副会長(1)、委員長(2) 協力保険会社 協力銀行 | 昼食会 |



合同支部会長 厚見・岐南町支部



支部会長 羽島岐阜連合会支部



幹事会 厚見・中央市場合同支部



報告会 川協支部

支部長紹介

各支部でご活躍の支部長さんを紹介させていただきます。

● 鷺沼第一支部

(鷺沼第一小学校校区)

会員数：61社



支部長
阿部嘉澄 氏

法人名：(株)大雄
 役職：代表取締役社長
 業種：総合建設業
 社歴：1962年創業の60周年、27歳で先代から引継ぎ2代目
 社訓：我々は、すべての従業員が働きがいを持ち「お客様が幸せに暮らす」お手伝いをするために存在する。
 信条：地域の皆様に必要とされる企業となる。当社にかかわる全ての人を幸せにする企業となる。企業として繁栄し続け、絶対的な安定企業となる。
 特色：各務原と大垣を拠点に、お客様一人ひとりに対し専門性の高いスタッフがチームで対応。さらに性能を数値化して高め、デザイン性にもこだわる。
 福利厚生：毎年作成する会社手帳に年間行事や社内委員会明示して、社員教育に十分な時間をかける。現在、健康経営を強化してブライト500を目指す。
 要望：新規加入法人に対して、入会するメリットをもっと明確にしてほしい。

● 加納東第二支部

(JR岐阜駅東南側)

会員数：62社



支部長
田中敬二 氏

法人名：田中社寺株式会社
 役職：代表取締役社長
 業種：国宝・重要文化財(社寺)の保存修復工事を主に社寺建築も手掛ける
 社歴：明治35年創業120年目、敬二氏で3代目
 社訓：誠実で真面目に仕事をする
 工程：木の皮を剥ぎ、屋根を葺き、大工が直す伝統技術の職人チーム。
 施工実績：現在は諏訪大社の修復を7年掛けて進めると共に全国各地で6件ほどの案件に着手する。
 人材：平均年齢が30代と非常に若く、全国より募集をかけている。
 業界：愛知・岐阜では唯一の会社。文化庁の予算も年々増え、観光立国を目指す日本には欠かせない業界になっている。小西美術工芸(株)の社長デービッド・アトキンソン氏とタッグを組んで進める案件もある。

元民放解説委員長
海洋冒険家

辛坊治郎氏



講演テーマ

明日を読む

～溢れる情報の海を乗り切るには～

講師プロフィール

長年テレビ、ラジオ、出版等を通じてジャーナリストとして活躍。
 2021年にヨットで太平洋単独無寄港往復横断に成功。
 現在、ニッポン放送「辛坊治郎ズーム、そこまで言うか」などでパーソナリティをつとめる傍ら、YouTube「辛坊の旅」、ポッドキャストなどで情報発信中。

入場無料
定員500名

【日時】 2023年1月13日(金) 18:30開始 (18:00開場)

【会場】 岐阜市文化センター 小劇場

岐阜県岐阜市金町5丁目7-2 TEL. 058-262-6200

申込方法

右の申込用QRコードから入力フォームにアクセスいただき、必要事項をご入力の上送信ください。
 先着順での受付となります。会場のガイドラインに従い、全席指定席となりますのでご了承ください。
 受付期間：10月1日(土)～12月20日(火) / 11月1日より順次「参加のご案内」をメールでお送りします。

主催：公益社団法人 岐阜南法人会

個人情報の取り扱いについて

●個人情報は当会にて厳重に管理し、本人の許可なく第三者に提供致しません。●本事業に参加した方を撮影した写真・映像を当会の事業告知、事業報告、配布物等に使用させて頂く場合があります。●参加申込をもって上記の取り扱いについて承諾いただいたものとして対応させていただきます。



申込はこちら

- ① 税制が見直されたことを踏まえ、賃上げを考えている
 ② 税制の見直しにかかわらず賃上げする
 ③ 税制が見直されても賃上げはしない
 ④ その他

| | ① | ② | ③ | ④ | 合計 |
|-----|-------|-------|-------|-------|--------|
| 回答数 | 2,938 | 4,694 | 2,585 | 1,552 | 11,769 |
| 構成比 | 24.9% | 39.9% | 22.0% | 13.2% | 100% |

問4 事業承継／納税猶予制度

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置(令和9年12月末日まで)として、相続税・贈与税の納税猶予制度の抜本的な拡充(全株式を対象に納税猶予割合が100%)が行われました。本特例制度を適用するためには、令和6年3月末日までに「特例承継計画」を提出する必要がありますが、あなたの会社の事業承継の状況についてお聞かせください。

- ① 特例承継計画を提出した
 ② これから特例承継計画を提出する予定である
 ③ 本特例制度を適用しないで事業承継を行う
 ④ 当面、事業承継を行う予定はない
 ⑤ 事業を承継しない
 ⑥ その他

| | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | 合計 |
|-----|------|-------|-------|-------|------|-------|--------|
| 回答数 | 370 | 1,618 | 2,462 | 5,063 | 830 | 1,418 | 11,761 |
| 構成比 | 3.1% | 13.8% | 20.9% | 43.0% | 7.1% | 12.1% | 100% |

問5 事業承継／事業承継税制

政府は、事業承継を促進するための税制支援策を講じています。これまでの改正を踏まえて、事業承継税制について特に重視すべき点を2つ以内で選んで下さい。

- ① これまでの改正で十分であり、当面は利用状況等を注視する
 ② 相続時精算課税制度など生前贈与制度の更なる拡充を求める
 ③ 納税猶予制度の特例措置の更なる拡充や適用期限の延長を求める
 ④ 欧州主要国のように、事業用資産を他の一般資産と切り離し、事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設を求める
 ⑤ その他

| | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | 合計 |
|-----|-------|-------|-------|-------|------|--------|
| 回答数 | 1,492 | 5,701 | 3,457 | 6,124 | 956 | 11,824 |
| 構成比 | 12.6% | 48.2% | 29.2% | 51.8% | 8.1% | - |

※回答率は、回答数を集計枚数(11,824枚)で除した数字である。

問6 消費税／インボイス制度①

令和5年10月1日から適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)が導入されます。同制度は、免税事業者(課税売上高1,000万円以下)からの仕入れについては、仕入税額控除することができなくなることや、事務負担の増加などの問題が指摘されています。インボイス制度が導入されることについて、どう考えますか。

- ① 導入には賛成である
 ② 導入には反対である
 ③ わからない
 ④ その他

| | ① | ② | ③ | ④ | 合計 |
|-----|-------|-------|-------|------|--------|
| 回答数 | 3,102 | 4,765 | 3,479 | 393 | 11,739 |
| 構成比 | 26.4% | 40.6% | 29.6% | 3.4% | 100% |

問7 消費税／インボイス制度②

インボイス制度の導入に向け、昨年10月より「適格請求書発行事業者」の登録申請が始まりました。あなたの会社における登録申請予定をお聞かせください。

- ① 課税事業者であり、登録申請をする(又は登録申請した)
 ② 免税事業者ではあるが、課税事業者となって登録申請をする(又は登録申請した)
 ③ 免税事業者であるが、登録申請をするか検討中である
 ④ 登録申請をする予定はない
 ⑤ その他

| | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | 合計 |
|-----|-------|------|------|-------|------|--------|
| 回答数 | 8,281 | 262 | 740 | 1,460 | 968 | 11,711 |
| 回答率 | 70.7% | 2.2% | 6.3% | 12.5% | 8.3% | 100% |

問8 消費税／インボイス制度③

課税事業者の方(現在は免税事業者ではあるが、課税事業者となる予定の方も含む)にお聞きします。インボイス制度導入後の免税事業者との取引についてお考えをお聞かせください(免税事業者の方は、空欄のままで結構です)。

- ① これまでと変わらず取引を行う
 ② 課税事業者にならなければ取引は難しい
 ③ 6年間の経過措置が終了するまでは取引を行うが、その後については検討していない
 ④ 取引をするかしないかについて検討していない
 ⑤ その他

| | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | 合計 |
|-----|-------|-------|-------|-------|------|--------|
| 回答数 | 4,797 | 1,526 | 2,176 | 2,074 | 677 | 11,250 |
| 回答率 | 42.6% | 13.6% | 19.4% | 18.4% | 6.0% | 100% |

問9 金融所得課税

政府は、一般投資家に配慮しつつ、市場への影響等も踏まえながら、金融所得(配当金、利子、株式譲渡益など)に対する課税のあり方について検討することとしています。金融所得課税を見直すことについて、どう考えますか。

- ① 金融所得への課税を強化する
 ② 現状のままでよい
 ③ 金融所得への課税を軽減する
 ④ わからない
 ⑤ その他

| | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | 合計 |
|-----|-------|-------|-------|-------|------|--------|
| 回答数 | 1,972 | 4,285 | 3,634 | 1,709 | 159 | 11,759 |
| 構成比 | 16.8% | 36.4% | 30.9% | 14.5% | 1.4% | 100% |

問10 地方税／固定資産税

地方の自主財源として大きなウエイトを占める固定資産税は、その税収が景気に左右されないことから地方税に適していると言われてしています。その一方で、負担感の高まりなどから抜本的な見直しが必要との意見があります。固定資産税を見直すとした場合、特に重視すべき点を2つ以内で選んで下さい。

- ① 商業地等の宅地の評価方法を見直す
 ② 家屋の評価方法を見直す
 ③ 償却資産(事業用資産)への課税は廃止を含めて見直す
 ④ 免税点を大幅に引き上げる
 ⑤ わからない
 ⑥ その他

| | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | 合計 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|------|--------|
| 回答数 | 3,864 | 4,103 | 6,634 | 1,900 | 1,298 | 301 | 11,824 |
| 構成比 | 32.7% | 34.7% | 56.1% | 16.1% | 11.0% | 2.5% | - |

※回答率は、回答数を集計枚数(11,824枚)で除した数字である。

問11 マイナンバーカード

政府は、マイナンバーカードを新規に取得した方、健康保険証としての利用申込みを行った方、公金受取口座の登録を行った方にマイナポイントを付与するなどのカード普及策を行っています。この普及策についての考えをお聞かせください。

- ① マイナンバーカードを取得し(取得しており)、健康保険証のみ利用申込みする
 ② マイナンバーカードを取得し(取得しており)、公金受取口座のみ登録する
 ③ マイナンバーカードを取得し(取得しており)、健康保険証と公金受取口座の登録だけを行う
 ④ マイナンバーカードを取得し(取得しており)、上記①～③以外にも各種登録を行う
 ⑤ マイナンバーカードは取得する(取得している)が、各種登録は行わない
 ⑥ 普及策にかかわらず、マイナンバーカードは取得しない

| | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | 合計 |
|-----|-------|------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 回答数 | 2,019 | 370 | 1,468 | 3,071 | 3,168 | 1,574 | 11,670 |
| 構成比 | 17.3% | 3.2% | 12.6% | 26.3% | 27.1% | 13.5% | 100% |

問12 財政健全化

我が国の財政は国と地方の長期債務残高が1,200兆円を超し、先進国の中でも突出して悪化しています。さらに、2022年より団塊の世代が後期高齢者に入ることから、今後、医療と介護の給付費が急増することが見込まれています。我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという極めて深刻な構造問題を抱えています。将来世代への負担の先送りを回避するため、財政健全化をどう進めるべきだと考えますか。

- ① 歳出の削減と負担増の両方に対応する
 ② 税の自然増収と歳出削減に対応する
 ③ 歳出削減を中心に対応する
 ④ 負担増を中心に対応する
 ⑤ わからない
 ⑥ その他

| | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | 合計 |
|-----|-------|-------|-------|------|-------|------|--------|
| 回答数 | 4,189 | 2,083 | 3,339 | 411 | 1,093 | 572 | 11,687 |
| 構成比 | 35.8% | 17.8% | 28.6% | 3.5% | 9.4% | 4.9% | 100% |

問13 社会保障制度

令和4年には団塊の世代が75歳以上の高齢者になり始めるなど、社会保障給付費の急増が見込まれています。政府は、給付は高齢者中心、負担は現役世代中心というこれまでの社会保障の構造を見直し、少しでも多くの人に「支える側」に回ってもらうことや、能力に応じた負担を求めることとしています。社会保障の給付と負担のバランスについてどう考えますか。

- ① 給付水準を大幅に引き下げ、負担も減らす
 ② 給付水準をある程度下げて、現行の負担を維持する
 ③ 現行の給付水準を保つため、ある程度の負担の増加はやむを得ない
 ④ 給付水準をさらに拡充させ、大幅な負担の増加もやむを得ない
 ⑤ わからない
 ⑥ その他

| | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | 合計 |
|-----|-------|-------|-------|------|------|------|--------|
| 回答数 | 1,534 | 4,280 | 4,161 | 355 | 829 | 563 | 11,722 |
| 構成比 | 13.1% | 36.5% | 35.5% | 3.0% | 7.1% | 4.8% | 100% |

新会員紹介 令和4年6月1日～令和4年8月31日入会

| 支部名 | 法人名 | 所在地 | 法人TEL | 業種名 | 紹介者 |
|-------|-----------------------|-------------------------|---------------|-------------|-------------------------------|
| 厚見第一 | Joyous Medeatation(株) | 岐阜市城東通3-48丸正ビル2F | 058-377-1008 | 労働者派遣・紹介 | 大同生命保険(株) 江川望美 |
| 鶉 | (株)チュウキョーP&G | 〃 西鶉2-35-2 | 058-268-6531 | 印刷 | 大同生命保険(株) 奥田久美子 |
| 加納西第一 | (株)ソル | 〃 加納新本町3-1 | 058-278-6133 | その他卸売業 | 山栄食品工業(株) 今瀬 洋、大同生命保険(株) 岡田朋子 |
| 加納西第二 | (株)Zetton | 〃 加納村松町4-12-2 | 058-273-1104 | サービス業 | 大同生命保険(株) 田中省司 |
| 加納東第一 | ウィンフィールド | 〃 安良田町6-3 | 058-274-3622 | メディア・イベント企画 | 大同生命保険(株) 勝野恵子 |
| 長森 | (合同)Free | 〃 蔵前7-9-15-2 | 080-6966-7619 | 配送業 | 山栄食品工業(株) 今瀬 洋、大同生命保険(株) 岡田朋子 |
| 三里 | 丸美プレス(株) | 〃 本荘中ノ町6-23-2 | 058-274-1770 | プレス業 | 大同生命保険(株) 杉本敬子 |
| 藪田 | (株)ダスキン岐阜 | 〃 市橋4-7-6 | 058-271-4455 | サービス業 | 松村工業(株) 松村公夫、大同生命保険(株) 村松朋美 |
| 藪田 | パティスリーアタッシュ | 〃 藪田南4-14-17 | 058-214-9119 | 菓子製造 | (有)アパルニス 戸野部宏昌、大同生命保険(株) 松村朋美 |
| 鵜沼第一 | 居酒屋あんたが大将 | 各務原市鵜沼南町3-20 | 058-370-7220 | 飲食業 | (株)大雄 阿部嘉澄 |
| 〃 | (有)イルカグループ | 〃 松が丘5-41 | 058-385-0567 | 飲食業 | 〃 |
| 〃 | (株)Kind | 〃 つつじが丘5-61 | 058-260-6405 | 老人福祉・介護事業 | 〃 |
| 〃 | (農法)各務原農園 | 〃 鵜沼古市場町2-225 | 058-384-2055 | 野菜作農業 | 〃 |
| 〃 | (有)北村や | 〃 松が丘5-41 澤野様方 | 058-384-8357 | 飲食業 | 〃 |
| 〃 | (株)K・two | 〃 鵜沼南町4-72 | 058-384-7978 | 建設業 | 〃 |
| 〃 | (有)さとカンパニー | 〃 松が丘5-41 | 058-385-0567 | 飲食業 | 〃 |
| 〃 | (株)地正 | 〃 鵜沼西町1-606-1 | 058-372-7228 | 不動産仲介業 | 〃 |
| 〃 | 樋口土建(有) | 〃 鵜沼古市場町2-86 | 058-370-1755 | 一般建築業 | 〃 |
| 〃 | (株)フォレストファーム | 〃 鵜沼古市場町3-100 | 058-385-0267 | 野菜作農業 | 〃 |
| 〃 | (有)丸永産業運輸 | 〃 鵜沼羽場町2-155 | 058-384-3162 | 貨物自動車・運輸業 | 〃 |
| 〃 | 名北ワード(株) | 〃 鵜沼羽場町5-176 | 058-370-1112 | サービス業 | 〃 |
| 〃 | (株)LOHAS—ONE | 〃 鵜沼羽場町3-10-9 | 058-385-5090 | 飲食業 | 〃 |
| 〃 | WAKUIRO | 〃 鵜沼南町1-111-1 | 080-6927-8257 | 建築塗装業 | 〃 |
| 〃 | 福岳産業(株) | 〃 鵜沼古市場町4-22 | 058-370-3570 | 家具・建具小売 | (株)勝野製菓 勝野啓一 |
| 〃 | (医)祐慈会恒川医院 | 〃 鵜沼南町5-36 | 058-384-0047 | 医療法人 | 〃 |
| 〃 | (有)稲造 | 〃 鵜沼羽場町2-226 | 058-384-2998 | 解体業 | (有)丸栄産業運輸 薫田友志 |
| 〃 | (株)エステートさつき | 〃 鵜沼古市場町2-56-3 | 058-384-0236 | 不動産管理業 | (株)五月商店 稲垣 浩 |
| 〃 | (株)ナカヒョウホールディングス | 〃 鵜沼羽場町7-363 | 058-384-0995 | 自動車部品製造 | (株)ナカヒョウ 中谷陽介 |
| 蘇原 | 丸仲建設(株)岐阜支店 | 〃 蘇原新栄町1-65-1 | 058-389-7935 | 建設業 | (株)大雄 阿部嘉澄 |
| 羽島第一 | エスケータクノサービス(株) | 羽島市正木町三ツ柳4-2 | 058-260-9499 | サービス業 | 大同生命保険(株) 中島裕美 |
| 羽島第五 | (株)maru将 | 〃 福寿町浅平4-18アパルニス岐阜羽島2-C | 058-260-3005 | 警備業 | AIG損害保険(株) 川嶋 亮 |
| 笠松 | SUPERMATEホールディングス(株) | 羽島郡笠松町円城寺字川通1470-1 | 058-388-3341 | 証券・商品取引業 | (株)笠松天鏡の駅 関宮寿和、大同生命保険(株) 足立弘美 |
| 〃 | Runway Japan(株) | 〃 笠松町下柳川町56-4 | 080-6163-0008 | 自動車卸売業 | 〃 |
| 岐南町東 | (株)アイルビー | 〃 岐南町三宅9-123-1NTビル6階 | 058-249-7505 | 労働者派遣・紹介業 | 〃 |
| 〃 | (株)SBS | 〃 岐南町野中5-107-1 | 058-248-5245 | その他製造業 | 〃 |
| 柳津 | 下地工業 | 岐阜市柳津町上佐波5-139-5 | 090-7030-2744 | 建設業 | AIG損害保険(株) 中島孝司 |

事務局だより

■「初級簿記研修会」のご案内

講師: 染川 省吾氏(名古屋税理士会岐阜南支部)
開催日: 令和4年11月8日(火)・9日(水)・10日(木)
13:30～16:00(9日のみ16:30終了)
会場: 岐阜県金属工業団地(協) 研修センター3階

■「タックスゼミ」のご案内

講師: 福井 眞一氏(名古屋税理士会岐阜南支部)
開催日: 令和4年11月17日(木) 13:30～15:30
会場: 岐阜県金属工業団地(協) 研修センター3階

■「文化講演会」(辛坊治郎氏)のご案内

講師: 辛坊 治郎氏
開催日: 令和5年1月13日(金) 18:30～
会場: 岐阜市文化センター 小劇場

■「生活習慣病予防健診」のご案内

会場: サンレイラ岐阜 (令和5年2月9日・10日・11日)
& ぎふ清流文化プラザ (令和5年3月23日・24日・25日)
開催日: 大垣市総合体育館 (令和5年3月27日・28日)

登録内容の変更(変更内容のみ)連絡票

| 法人名 | 所在地 | |
|-------|-----|-----|
| 内容 | 変更前 | 変更後 |
| 法人名 | | |
| 所在地 | | |
| 代表者 | | |
| 資本金 | 円 | 円 |
| 電話 | | |
| F A X | | |

(公) 岐阜南法人会 FAX.058-274-1276

Back Stage

編集後記

猛暑だった夏も過ぎ、実りを感じる秋となりました。当法人会では、昨年から特に会員増強活動に力を入れているところですが、本年度は、その結果がいよいよ出てくる時期となってきております。本誌においても、支部活動を多く掲載して、「オール岐阜」を心掛け構成しております。

特に今号では「会員増強特別プロジェクト」の特集を組み「増強計画・重点施策」と「各支部の活動スケジュール」を掲載させて頂きました。会員ご自身の支部以外の活動にも関心を寄せて頂きまして、今後の法人会活動の活性化に繋がれば幸いです。

広報委員会一同

Avanti

2022
秋号
VOL.32

発行日 令和4年9月15日
発行 公益社団法人岐阜南法人会
発行所 岐阜市加納天神町3丁目12番地
TEL.058-272-2230 FAX.058-274-1276
Email: jimuj@gifuminami.jp
URL: http://www.gifuminami.jp
編集者 公益社団法人岐阜南法人会広報委員会
印刷所 安藤印刷株式会社
羽島郡岐南町みやま3-57-1
TEL.058-271-9555代 FAX.058-273-7800



安藤印刷株式会社
営業本部
〒501-6019 岐阜県羽島郡岐南町みやま3-57-1
TEL.058-271-9555 FAX.058-273-7800
http://www.ando-net.com/
パッケージ事業部
〒500-8269 岐阜県岐阜市西部中島2-20-1
TEL.058-215-1411 FAX.058-215-0014

重度の身体障がい状態によるリタイアリスクから 会社と家族をまもります

総合型V Tタイプ

(大同生命の定期保険+AIG損保のベーシック傷害保険)
無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)

1～3級の身体障がい者手帳の交付を受けた場合に、
最高2億円の就業障がい保険金を支払います。

○保険金額2億円までご加入できるのは、契約者が法人か所定の個人事業主(契約者と被保険者が同一人の場合に限る)の場合です。
○この保険には高度障がい保険金・死亡給付金・解約払戻金はありません。また、満期保険金・配当金・保険料の払込免除の取扱もありません。
○身体障がい者福祉法の改正により、就業障がい保険金の支払対象となる身体障がい状態は変動する可能性があります。
○当資料に記載の保障は「Tタイプ[無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)]」によるものです。AIG損保のベーシック傷害保険の補償内容につきましては、「総合型V Tタイプ」パンフレットをご覧ください。
○この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなる場合があります。
○この資料は、2019年8月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となる場合があります。
○ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

DAIDO 大同生命保険株式会社 **AIG** AIG損害保険株式会社

F-2019-1016(2019年8月27日)
19-073026 2021-8



Give you a
precious drip.

Little drip

小さくて貴重なひとしずく。
その貴重な恵みを組み合わせ、
「いいものを少しだけ」に添えていく。
私に届け、贅沢なひととき。

♪ご注文はこちら♪

Coffee chocolat honey & Truffle nuts honey

<https://akipure.com>



Since 1804
株式会社秋田屋本店
AKITAYA HONTEN

本 社：岐阜市加納富士町1-1 <https://www.akitayahonten.co.jp>
事業所：城南事業所 営業所：東京営業所 工場：薬師工場・洞戸工場・本巣屋井工場



グループの総合力で
お客様に喜ばれる物流を
ご提供します。

- 持株会社
(株) エスライン
- グループ会社
(株) エスラインギフ
(株) エスライン九州
(株) エスラインヒダ
(株) エスライン羽島
(株) エスライン郡上
(株) エスラインミノ
(株) エスライン各務原
(株) エスライン奈良
(株) スリーエス物流
(株) スワロー急送
(株) スワロー物流岐阜
(株) スワロー物流東京
(株) スワロー物流浜松
(株) スワロー物流大阪
(株) スワロー物流福岡
(株) スワロー物流上尾
(株) スワローセキュリティサービス
(株) スワローロジックス
(株) エストピア

エスラインは、次世代の物流社会を見据え、さらなる省力化・効率化・環境に配慮した物流サービスに挑戦します。

| | | | |
|---|---|---|--|
| <p>運ぶ TRANSPORT</p> <p>輸送サービス</p> <p>メーカー様、問屋様、商社様、小売店様などの事業者様から出荷される商業貨物を輸送いたします。</p> | <p>預かる COMMIT</p> <p>物流サービス</p> <p>物流業務のアウトソーシングから、保管・加工、物流システムの企画・構築・運営までサポートいたします。</p> | <p>助ける ASSIST</p> <p>ホームサービス</p> <p>事務所の引越しや個人様の引越し、家具・家電の設置など、お客様のあらゆる活動をアシストいたします。</p> | <p>支える SUPPORT</p> <p>便利なサービス</p> <p>エスラインだからこそできる親切・丁寧なサービスで、お客様のあらゆるニーズにお応えいたします。</p> |
|---|---|---|--|


株式会社エスライン
<http://sline.co.jp>